業者各位

和歌山市 建設局 基盤整備部 建設総務課長

平成21年度入札・契約制度の改正について(通知)

和歌山市では、公共工事は市民の貴重な税負担のもとに執行されていることから、市民の理解と信頼を得て進めることが不可欠であると考え、「透明性の確保」、「公正な競争の促進」、「不正行為の排除の徹底」、「工事の適正な施工の確保」、「技術と経営に優れた企業づくり」を基本理念に、入札・契約制度の改善に取り組んでいるところです。

本市におきましては建設業界の経済状況をかんがみて、平成21年度の制度改正を次のと おり行います。

制度改正の実施は、本年6月を目途とします。

1 建設工事に係る低入札価格調査制度、最低制限価格制度の見直し

(1) 予定価格が6,000万円未満の建設工事

ア 最低制限価格

直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3 事業者各位の入札参加に係る経費節減を考慮し、低入札価格調査制度は適用しません。

ただし、最低制限価格での落札者には、法令遵守の見地から現場調査は、従来どおり実施します。

(2) 予定価格が6,000万円以上の建設工事

ア 低入札価格調査基準価格

直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3

イ 最低制限価格

予定価格×{(低入札価格調査基準価格÷予定価格)-0.03}

2 建設コンサルタント等業務に係る最低制限価格制度の見直し

測量関係、土木関係、建築関係など業務毎に算定式を定めます。

3 前金払制度の拡大

前金払の適用は、契約金額が300万円以上の案件とします。

4 入札参加条件(格付け等)の見直し

平成21・22年度競争入札参加資格審査における登録業者の総合点数等をかんがみて、 標準的な一般競争入札参加基準を見直します。

※6月までは、案件毎に内容を勘案し、総合点数、地域要件等の条件付けを行います。